

コメント:若者の自立政策のタイプ

宮本みち子

はじめに

若者を、「自立の時期が遅くなっている」「いつまでの一人前にならない」と評する傾向は、先進工業国に共通にみられる。高学歴化が進んでいること、親の所得水準が上昇して子どもの就労をあてにする必要がなくなったこと、子どもの数が少なくなったなどが相まっている。さらに、労働市場が悪化して、親から独立して生計を立てることが容易でなくなっている状況が加わっている。

このように、“成人期への移行の長期化”は成熟社会の特徴だが、年齢と絡んだ若者の社会的地位に関する政策には、タイプの違いがある。日本を除く大半の国の成年年齢は18歳だが、西洋諸国は住民投票年齢をさらに下げようとしている。また、欧州連合の若者政策の第一の柱は「若者の意思決定への参加」を進めることにある。それと日本の動向は異質である。今、国会は選挙権を18歳に下すことを決定しようとしているが、世論の盛り上がりはない。

シティズンシップへのプロセス

西洋諸国では、青年期から成人期への移行をシティズンシップの権利を獲得するプロセスととらえようという考え方に傾いている。成人期とは、選挙権、労働の諸権利、社会保障の諸権利等のシティズンシップの権利を獲得するだけでなく、その権利を実際に行使することのできる地位を得

た状態と見做す。仕事の有無、結婚の有無、子どもの有無など、これまで一人前の条件とされたものは考慮されない。それだけ、成人期の形は多様であることが承認されているのである。

成人期への移行を構成する、「学校から仕事へ」「親の扶養から自立した経済主体へ」「親のホームから自分自身のホームへ」「親を通じた社会保障の権利から、完全なシティズンシップへ」は相互に関連している。それらの移行をスムーズに達成する環境整備が若者政策の中核をなしている。

若者の権利・義務の前倒し

これらの国では若者の権利と義務は前倒しの傾向を強めている。舟田詠子氏はウィーン市の例を次のように紹介している。2002年に大幅に改正した青少年保護法では、15歳の子どもの権利と義務をつぎのように定めている。夜中1時まで保護者なしに外出できる。セックスの相手を自由に選べる。保護者の同伴なしにホテルの宿泊ができる。妊娠中絶を自主的に決められる。医学的治療を承諾できる。刑法上の成人扱い。自主的に民事訴訟を起こせる等。

16歳では地方選挙権を得る。一般的な賃金労働が可能。私的な場での喫煙・飲酒を許される。17歳では大方の成人並みの労働基準法が適用される。男女とも結婚できる。公の場で飲酒・喫煙ができる。軍隊参加の義務付け。そして、18歳で成人となり、すべての選挙での選挙権を得る

(舟田詠子「草の根のヨーロッパ史1：前倒しの人生」『みすず』April 2014)。

家族の多様化が進み、親の離婚・再婚がめずらしくない国々では、子どもは精神的に早く大人にならざるを得ない。親に代わって国は彼ら・彼女らの生活保障の役割を果たさなければならない。財政難のなかで国がどこまでその役割を果たすかによって若者の運命は左右される。

それと同時に、少子化が進み労働力不足に直面した国ほど、若者の自立と社会への参画が奨励される傾向がある。17歳で結婚を認めるが、結婚の形態は自由で法律婚の縛りは大幅に緩くなっている。子育てへの公的支援が強化される。同時に、働くことは権利だけでなく義務であり、確実に職に就くための職業訓練や就労支援が強化される。つまり、自立促進政策によって若者の自由と自律性が尊重される反面、責任と義務も強化されるのである。

日本型移行政策の不全

欧州諸国では1980年代後半以後、「移行期」に焦点をあてた新しい議論が展開し、新しい若者政策が形作られていく。それは、若者が親から独立して自分自身の生活基盤を築く権利(自立の権利)をシティズンシップとして認め、雇用、教育・訓練、家族形成、住宅、社会保障等の一連の施策によって、成人期へのすみやかな移行を保障しようとする政策体系である。これを移行政策という。



PROFILE

宮本みち子
(みやもと みちこ)
放送大学教養学部副学長・教授
専門：若者の社会学、家族社会学

日本で移行期を対象とする若者政策が登場したのは2000年代に入ってからである。新卒者の就職難と雇用の劣化に対する雇用対策を柱として、多様化する若者の諸問題に対処するという構図であった。しかし、これらの施策における弱点は、「自立した市民」になる過程での国家の責任が不明確のままだったことである。福祉国家としての確立不全だったこの国では、自力で生計を立てることのできない若者は、親の扶養に委ねるという前提が若者政策の基調になっている。これでは、不利な条件下にある若者たちの自立は担保されず、若者間の社会格差を是正することは困難である。

西洋諸国より深刻な少子化に直面する日本で、いつ、どのように政策上の転換点を迎えるのか、それとも迎えないのか、ここに注目すべきだろう。

既発表文献

- 宮本みち子、「若者政策の展開—成人期への移行保障の枠組み—」、『思想』No.983、岩波書店、2006年。
- 宮本みち子、「スウェーデンの若者政策」、小杉礼子・堀有喜衣編『キャリア教育と就業支援』勁草書房、2006年。
- 宮本みち子、『ポスト青年期と親子戦略—大人になる意味と形の変容—』勁草書房、2004年。
- 宮本みち子、『若者がく社会的弱者>に転落する』洋泉社、2002年。
- 若者政策提案・検討委員会／認定NPO法人ビッグイシュー基金編『若者政策提案書』2015年。